
令和8年 第1回 日之影町議会定例会会議録（第4日）

令和8年3月19日（木曜日）

議事日程（第4号）

令和8年3月19日 午前10時00分開議

経済建設常任委員会報告

- 日程第1 議案第11号 企業立地奨励措置指定事業者の認定について
予算審査特別委員会委員長報告
- 日程第2 議案第13号 令和8年度日之影町一般会計予算
- 日程第3 議案第14号 令和8年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第4 議案第15号 令和8年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第5 議案第16号 令和8年度日之影町介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第17号 令和8年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第18号 令和8年度日之影町簡易水道事業会計予算
- 日程第8 議案第19号 令和8年度日之影町農業集落排水事業会計予算
- 日程第9 議案第20号 令和7年度日之影町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第21号 令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第22号 令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第23号 令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第24号 令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 報告第2号 専決処分事項の報告について（専決第1号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第15 報告第3号 専決処分事項の報告について（専決第2号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第16 報告第4号 専決処分事項の報告について（専決第3号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第17 同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の補欠の委員の選任について
- 日程第18 議案第25号 日之影町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第19 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第20 議長発議 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第21 議長発議 議員派遣について

本日の会議に付した事件

経済建設常任委員会報告

- 日程第1 議案第11号 企業立地奨励措置指定事業者の認定について
予算審査特別委員会委員長報告
- 日程第2 議案第13号 令和8年度日之影町一般会計予算
- 日程第3 議案第14号 令和8年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第4 議案第15号 令和8年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第5 議案第16号 令和8年度日之影町介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第17号 令和8年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第18号 令和8年度日之影町簡易水道事業会計予算
- 日程第8 議案第19号 令和8年度日之影町農業集落排水事業会計予算
- 日程第9 議案第20号 令和7年度日之影町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第21号 令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第22号 令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第23号 令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第24号 令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 報告第2号 専決処分事項の報告について（専決第1号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第15 報告第3号 専決処分事項の報告について（専決第2号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第16 報告第4号 専決処分事項の報告について（専決第3号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第17 同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の補欠の委員の選任について
- 日程第18 議案第25号 日之影町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第19 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第20 議長発議 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第21 議長発議 議員派遣について

出席議員（8名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 久保 優一君 | 2 番 | 高舘 英嗣君 |
| 3 番 | 小川 輝久君 | 5 番 | 一水 輝明君 |

6 番 河野 學君

7 番 甲斐 徳仁君

8 番 小谷 幸治君

9 番 甲斐 睦彦君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 甲斐 清保君 録音係（総務課主事） 谷川 由希君

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 貢君	副町長	甲斐 敏弘君
教育長	橋本 範憲君	総務課長	平川 浩二君
地域振興課長	関 雅人君	会計管理者	津隈 富美君
町民福祉課長	押方 誠君	税務課長	福川 勝志君
農林振興課長	工藤 庄吾君	建設課長	春田 直人君
保健センター所長	甲斐 康弘君	教育次長	平川 誠二君
代表監査委員	富士本浩一郎君		

午後 1 時 30 分開会

○議長（甲斐 睦彦君） 皆さん、こんにちは。

傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ議会傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。これから本日の会議を開きます。

日程第 1. 議案第 11 号

○議長（甲斐 睦彦君） 日程第 1、議案第 11 号企業立地奨励措置指定事業者の認定については、経済建設常任委員会に付託し、審査が終わっていますので、審査の経過と結果について、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、甲斐徳仁君。

〔経済建設常任委員長登壇〕

○経済建設常任委員長（甲斐 徳仁君） それでは、経済建設常任委員会、総務文教常任委員会の連合審査報告を実施いたします。

日時、場所、提出先、提出元、審査事件につきましては記載のとおりでありますので省略をさ

せていただきたいというふうに思います。

令和8年3月3日の第1回定例会本会議において、両委員会に付託されました議案第11号企業立地奨励措置指定事業者の認定について、経済建設・総務文教両委員会で連合審査会を実施いたしましたので、審査結果を報告いたします。

当該企業は、令和7年4月に旧役場跡地の日之影町コミュニティセンター内に事務所を設置し事業を展開している。

地域振興課長より、当該企業の概要、本町での取組、業務実績等の説明を受けた。

本事業は、令和7年度から全国初の取組として進められ、注目度は高いものの事業の成果を測る客観的な指標が不足しており、他事業との比較検討が困難な状況にあることから、事業進捗管理体制を構築することが必要である。

また、成果指標（KPI）のみならず、住民が納得でき得る情報公開も必要である。さらには、今後のミスマッチを解消するための人材交流の検討策も重要だと考察をする。

行政との連携強化は言うまでもなく、人的関係の構築や協力体制が事業成功の鍵となることから注視が必要である。

慎重審議した連合審査の結論は、これまでの取組と意欲を最大に評価し、持続可能な事業として位置づけ、中間報告（6ヶ月周期）を求める意見を付して、議案第11号企業立地奨励措置指定事業者の認定については、本会議において原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

〔経済建設常任委員長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま報告のありました議案第11号については、経済建設常任委員会及び総務文教常任委員会による連合審査で審査しましたので、質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。質疑を省略します。

これより、討論、採決を行います。

それでは、日程第1、議案第11号企業立地奨励措置指定事業者の認定についてを議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第13号

日程第3. 議案第14号

日程第4. 議案第15号

日程第5. 議案第16号

日程第6. 議案第17号

日程第7. 議案第18号

日程第8. 議案第19号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第2、議案第13号令和8年度日之影町一般会計予算から、日程第8、議案第19号令和8年度日之影町農業集落排水事業会計予算までの7議案は、予算審査特別委員会に付託し、審査願ったところでありますが、7議案とも審査が終わっていますので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、高舘英嗣君。

〔予算審査特別委員長登壇〕

○予算審査特別委員長（高舘 英嗣君） それでは、本委員会に付託されました令和8年度日之影町一般会計予算並びに特別会計予算7議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

本予算は総額56億3,800万円を計上しておりますが、物価上昇率に追いついているか疑問も残ります。実質的には極めてタイトな編成であることも理解しております。また、この厳しい財政状況下において限られた財源が効率的に配分されているかを厳格に審査していただきました。

本予算の審査では、特に商工観光費の議論において紛糾する場面があり、本質を省みると当局による2年間に及ぶ議会提言の放置にあることが見受けられました。

令和6年2月の所管事務調査報告において、不採算施設への外部監査の導入や抜本的な組織改革への協議が明確に求められていたにもかかわらず、今回の予算案においても具体的な経営改善策や出口戦略は示されていないのみならず、課内協議のプロセスすら不透明なまま示されました。

未改善の2年間は、町政運営における組織統治の欠如を露呈しており、責任は極めて重いと言わざるを得ません。

審査の結果ではございますが、本予算案では地方交付税の額面が増加されているとはいえ、起債残高が約総額で65億円に達する中、交付税措置の対象外となる3割の自己負担（おおむね約

19億円）が将来の町政を圧迫する可能性も考えられます。

また、資材・燃料高騰が予算を上回る速度で進行しており、実質的な財政のゆとりは失われてきていると予見せざるを得ません。

本予算案は、施政方針の柱を一定程度具現化しているものの、観光施設の抜本的見直しという議会の意思が反映されておらず、原案のとおり可決すべきものと決定はするが、これは現状の追認ではございません。

当局においては、本報告の重みを真摯に受け止め、以下に示す施策提言を直ちに断行することを強く求めます。

令和6年2月の報告に従い、外部監査の導入を検討し、速やかに第三者による経営分析を行い、その結果を報告すること。

不採算施設の縮小や民間移管を含む具体的な出口戦略を策定し、9月の決算議会までに議会へ提示すること。

公共工事の完遂に向け、物価動向に即した適正な予算執行を責任をもって果たすこと。

農林業に対する積極的な投資をさらに進め、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を受け取るべく農地管理の在り方を検証すること。

以上、令和8年度一般会計予算並びに特別会計予算は上記の意見を付して本会議において可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〔予算審査特別委員長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま報告のありました令和8年度各会計予算は議員全員で構成する予算審査特別委員会で審査しましたので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。質疑を省略します。

これより、日程の順序に従い討論、採決を行います。

まず、日程第2、議案第13号令和8年度日之影町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、一般会計に反対の立場から討論いたします。

私、一般会計の全ての予算に対して反対というわけではなく、村おこしへの委託料のみについて反対をいたします。

なぜ、これ、予算に反対なのかというところですが、昨年と、私は同額か少しそれより以下で

あったら賛成へ向かっていたと思います。昨年より増額という数字で上げてこられたということは、経営改善に向かうための努力が果たして本年度されるのかどうかというところで、特別委員会において質疑を繰り返していましたが、今一つ経営改善への道は示されませんでした。

しかし、厳しい質疑を繰り返してきましたが、町長はじめ副町長、そして地域振興課長の意気込みは十分伝わりました。反対はいたしますが、私は経営改善の一つの例えとして、本年度は村おこし全体で一つとなって経営改善に取り組んでいただきたい。

これは、何もSNSで大げさに発信したりとか、何か特別なことをやってくださいよということじゃなくて、先日の社会福祉協議会における質疑の中であったように、チーム全体でワンチームとなって取り組んでいただきたい。その思いを込めて今回反対いたしました。

以上で、反対討論は終わります。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに討論はありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。反対討論が出ましたので、賛成をするのも討論の仕組みでもございます。

反対討論の中身は、十々承知でございます。なおのこそ、委員長報告でも付け加えさせていただいたところでございます。

確かに本予算案に関しては改善すべきところが多々あります。

ただ、初日、2日目の総括質疑の中でも、議会として取り組むべきところもあるのではないかとこの質疑をさせていただいたところです。

財政的な面におきまして、何が一番のこの町の運営を若干やりやすくしているのかと。過疎債での交付税の割合を見直していくように、議会としても要望提言を進め、本町の財政的なゆとり、また事業実行の適正化を図っていくためにも今回の予算案に対しては、意見を付した上での賛成としております。

その点は議会としてもしっかりと見守りながら、議会として独自の行動をとりながらやっていけないといけないと思いますので、賛成としての意見を付して討論させていただきました。

以上で、討論を終わります。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決

されました。

次に、日程第3、議案第14号令和8年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第15号令和8年度日之影町奨学資金事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第16号令和8年度日之影町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第17号令和8年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第18号令和8年度日之影町簡易水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第19号令和8年度日之影町農業集落排水事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第20号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第9、議案第20号令和7年度日之影町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、予算書の51ページ、有害鳥獣捕獲対策業務委託料の減額について、お伺いいたします。

減額の理由を農林振興課長にお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） お答えをいたします。

当委託料につきましては、森林組合が雇用します特別捕獲班、捕獲員ですね。現在6名でございますけれども、この6名が行います有害鳥獣捕獲の活動に対して町が委託料を支払うものでございます。

今年度、昨年度まで7名で活動しておりましたけれども、分城班のほうで1名欠員の状況でございまして、事業費の確定により今回318万円を減額補正として予算計上させていただくものでございます。

なお、財源につきましては、森林環境譲与税を一部充当しているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。高舘英嗣君。

○議員（2番 高舘 英嗣君） これは全員協議会でも説明があったのですが、情報システム標準化共通化事業補助金等の減、こちらについて改めて質疑をしたいと思います。答弁をお願いしたいと思います。

ページ数は31ページもあるんですけど、これは提案理由書にも載ってますので、提案理由書の中からも載っています。ページ数は31ページで、総合行政システム標準化委託料ですかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

情報システムの標準化共通化につきましては、当初令和7年の12月に日之影町は標準化に移行する予定でございました。ですが、ベンダーのほうから相談がございましてどうしても令和7年度中の移行は難しいということで、諸々の事情により相談を受けまして、延伸となりまして令和8年の8月に標準化が延伸ということになりました。

そのため令和7年度、本年度予算で挙げております関係する委託業務につきましては、延伸となりましたことから、標準化に伴いますそういった委託料につきましては、今回減額ということでさせていただく形で、31ページの各委託料につきまして減額をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高舘英嗣君。

○議員（2番 高舘 英嗣君） 令和8年度予算に再度、令和8年度8月に再度標準化されるということでございますが、よく問合せがあるのが、日之影町の住民票であったり、印鑑証明書であったり、コンビニでも取れますかと。いや、取れませんよって言うんですけど、そしたら高千穂では取れますかと、延岡では取れますかという問合せが多いです。

こういったシステムも、この令和8年の8月までに完了できるのか、できないのか、その点も含まれて答弁願いたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

令和8年8月が標準化の本稼働ということで申し上げましたが、そこまでにそういったコンビニでの交付等々ができるかというところにつきましては、まだ現在、検証、検討中でございますので、そこまでにできるできないというのはこの場ではお答えはできません。

そういったところを、今後、検討は今進めておりますけれども、具体的な日程といえますか、そこまではまだお示しできない、必要な予算につきましても、まだいつごろ上げるとかそういったところは、まだ、未定でございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 未定ということで、検討は進めているが、まだ現状はどうするか分からないということですが、これ、日之影町に住民票を置いて、例えば学生さんが県外で免許証を取ったりするときにも、このシステムがあると非常に有利だと思います。

例えば、住民票を送ってくれと言わなくても済むし、取って送ってもらうまでのタイムラグがないということと、移住・定住を促進するのであれば、そこに住んでいる人が常に開庁時間帯に取りに来れるとかという人たちは少ないと思います。働いている人たちにとっては。これもよく言われることです、私が。

何で取れないのというのも、空いている時間に行けないから改善をしてもらいたいのにというのは常に言われていますので、ぜひ、早めに取り組んでいっていただかないと、なぜ移住してきたのか、移住したからには、何かしらのメリットも必要でしょうし、その点で生活に不便がないような仕組みの構築を早急に取り組んでいただく必要があると思います。いかがでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） ただいまの高館議員の御提言ですね、十分意識をしながら、地域振興課の地域情報係を中心にまた再度そこら辺も含めて前向きに検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、予算書の35ページ、ふるさと特産品返礼事業費からお伺いいたします。

今回の補正で、主に延びた特産品とかありましたら、地域振興課長にお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

ふるさと納税関係の返礼品につきましては、一番やっぱり延びが大きいのが牛肉でございます。牛肉も6か月定期便とか、そういった形で一旦寄附いただければ6か月間は定期的に寄附者に対してお送りするというので、寄附者もそういった形で送られてくるというところで、6か月定期便のお肉の返礼品が一番人気というところでございます。

あとは、町内の焼酎も2番目に人気でございます。そのほか、お米とかそういったところで上位を占めているような状況でございます。

今回、このふるさと特産品返礼事業費諸々の経費を上程させていただいておりますが、令和7年度中は9月に総務省のほうで制度改正がございまして、ポイントの付与の禁止というところでも御存じかと思えますけれども、そういった関係で9月の駆け込み需要が伸びております。

そういったところで、予算も不足をしているというところで3月の補正予算で不足分を上げさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 失礼しました、議長でした。

このよく、ふるさと納税については、市町村別に総額で出てきますが、ポータルサイト利用手数料など、手数料を差し引いた現在での金額はいくらになるでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） ポータルサイト手数料を差し引いたとなると、ここでは数字的なものは把握しておりませんが、寄附の5割以内が経費というところで厳格に示されておりますので、50%以下ですね。

ですので、今年度寄附総額が1億を若干超えそうかなというところでございます。

ですので、5割以内5,000万円は経費としてかかって、残り5,000万円が町の歳入と、平たく言えばですね。そういったところでございますが、申し訳ございません。ポータルサイト手数料を差し引いたというところはお答えができません。申し訳ございません。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 御説明がありましたが、経費は5割ということでありますけれども、果たしてその計算方法は成り立ちますかね。

一応、総務省としては基準を決めているじゃないですか、返礼品の上限はもう数字でしっかり決めています。いわゆるほかの手数料等々も発生しますので、単純に1億ふるさと納税があれば半分は本町の歳入という計算図式はちょっと成り立つのかなと。そういう疑問を思いながら聞いておりましたので、またその件について、手持ち資料がなければまた過日、そのあたりの内容をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。すみません、先ほど久保議員の御質問に対して、ポータルサイトを差し引いたというところで、議会の答弁のほうがそのような答弁になってしまいましたけれども、ポータルサイト手数料につきましては、今回の補正後の金額で考えますと1,200万円程度になります。

ポータルサイトを今回補正して、補正後の金額が1,200万ということでふるさと特産品返礼事業費全体が、今回の補正を加味して補正後の額が約4,938万5,000円。ですので、そこから1,200万差し引きますと3,730万6,000円が手数料を引いた分の予算上での経費となります。

ですので、先ほど特産品返礼事業費の合計が4,930万というふうに申しあげましたので、寄附金総額1億を超えるというところで考えますと、もう5割以内に収まっているという話にはなります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。高舘英嗣君。

○議員（2番 高舘 英嗣君） ひょっとしたら、全協でも説明があったかもしれないんですが、予算書の65ページ、学校管理費の委託料、撤去委託料こちらについて説明をお願いいたします。329万円ですかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 教育次長、平川誠二君。

○教育委員会教育次長（平川 誠二君） では、お答えします。

中学校学校管理費の委託料329万円減額の説明でございます。

こちらは、国スポの選手控室利用を予定しておりました藤棚および駐輪場倉庫の撤去をすることで予算計上をさせていただいておりました。

こちらなんですけれども、令和7年度中に実施設計を進める中で、各教室またセンターコアを選手の控室等で使用することとなりましたので、藤棚および駐輪場倉庫について撤去する必要がなくなりましたので、今回減額とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。高舘英嗣君。

○議員（2番 高舘 英嗣君） 同ページ、65ページ。

県大会等派遣費補助金、こちらも減額となっていますが7万1,000円として少ないですが、こちらの減額の理由をお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 教育次長、平川誠二君。

○教育委員会教育次長（平川 誠二君） お答えします。

こちら中学校の中体連などの派遣費用、こちらで計上させていただいた予算でございます。令和7年度中にソフトテニス部、陸上部、吹奏楽部の方々が県体出場でこの予算を使われましたけれども、実績が確定しましたので残りの額を減額させていただいたところです。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 小学生とかのソフトの部分はこの費目ではないということですかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 教育次長、平川誠二君。

○教育委員会教育次長（平川 誠二君） お答えします。

小学生、スポーツ少年団が対象になろうかなと思うのですが、そちらの方、また一般の方を含めた全国大会等への出場に対する支援金ということでございます。

そちらは、保険体育総務費の報酬費の中で支払いをするようにしておりまして、そちらで対応しているというところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） ぜひ、情報をしっかりと集めていただきたいなと。

スポーツ少年団、今回多分女子ソフトボールの子たちが延岡のチームに所属をして県大会に行きますという方々がいます。ぜひ、情報を集めて日之影町内の小学校の子ですね、情報を集めてそういったところも対応できるようにしっかりと集めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 教育次長、平川誠二君。

○教育委員会教育次長（平川 誠二君） 一応、その情報は私、今の段階で耳に入っていなかったものですから、早速情報収集しまして検討をしたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、商工観光の中でお尋ねをしたいというふうに思います。ページ数は、55ページになります。

今議会に提案をされました指定管理鹿川地区つりがね交流センターでございますけれども、この運営補助金委託料が50万円ということでありますが、この説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。鹿川交流センターつりがねの運営ですが、地元の鹿川地区活性化協議会のほうに管理運営を指定管理ということで委託をさせていただいて

おります。

今年度につきましては、物価高騰、前々からあるんですけれども物価高騰も非常に経営を圧迫しているというところで、管理人と話す中でお話がございまして、特に食材お米がかなり高くなっているというところでお話を受けているところでございます。

そういったこともございましてセンターの管理経費というものが今回当初予算で挙げていた予算額では不足するというところの話がございまして、不足額、この中には管理人さんの賃金の部分も実際入ってはおります。

賃金の部分も含めまして50万円の予算計上をさせていただいているところでございます以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） ということは、当初89万でスタートでしたよねこの50万を足していくと139万、新年度予算が確かその金額じゃなかったかなと記憶しておりますけれども。

ということになると、新年度予算はガツガツという話ですよ。それがひとつの選択肢のラインになったんでしょうけれども、この金額はですね。そこら辺りは大丈夫ですか、地域振興課長。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長、関雅人君。

○地域振興課長（関 雅人君） 今年度この50万を補正させていただければ139万6,000円ということになります。議員おっしゃいますように令和8年度新年度予算につきましては120万ということで、数字だけで比べますと約20万程度の差はございますが、今現在の中東情勢等も含めて未確定な部分とかもございますので、120万では上げさせていただきましたが、もしかしたらまた不足が発生するのかもしれない。

そういったときには、早め早めに地元等の情報共有を図って、必要な時期に必要な予算をまた上げさせていただく形になろうかと思っておりますので、そのときは御理解いただければというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 57ページになりますけれども、委託料のところの道路維持費の委託料の施設等整備委託料の100万円、横が道路維持費として102万円ということですが、でもこの御説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） こちらの予算は、町道の道路整備にかかる費用となっております。

主なものとしましては、数多く路線がございますので、一つ一つあれですけれども大人高城線における落石対策における道路整備、それから排水施設等の補修整備、それから路面整備等を積

み上げていったときに、予算がちょっと不足するという事で今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 数多くのということでありましたけれども、件数に直すと何件くらいですか。個別の名称はいいんですけれども、件数だけ。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） 当初予算から、また9月の段階での補正予算ということで予算全体でその都度その都度、要望があったものに対して実施をしていっておりますので、現時点で件数というのは把握している状況ではありません。

また、決算に向けてその辺りの整理というのは、またさせていただこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 逆に言うなら、これは町民のための生活道路としての役割、それから重要性、その他諸々、路面整備も含めての金額でありましょうから、やはりここら辺りはしっかりその分予算を組みすぎましたというぐらい、私はあってもいいんじゃないかな、じゃないと対応ができないですね。各公民館及び様々な人から急遽対応していただきたいといったときに、すみません、予算がないんですと、そういうことがないようにそこら辺りは所管課としてしっかり積み上げをしておいていただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） 令和7年度におきましても補正前が2,900万、今回100万補正させていただいて3,000万という予算になっております。

当初予算上から全てを盛り込んでいくというのが理想ではあるとは思いますが、やはりこういった地元からの道路整備の要望というのは、その都度、その都度上がってまいりますので、その地元等の要望をしっかりと見極めて、また予算の方に反映させていただきたいと、新年度においても考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） 予算書の59ページにあります住宅管理の修繕料18万について御説明をお願いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） こちら18万円上げさせていただきました内容につきましては、平底公営住宅のガス給湯器の交換に当たるものであります。給湯器が経年劣化で故障しましてお湯

が出ないという状況でありましたので、その分の交換費用として上げさせていただいております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（５番 一水 輝明君） これは１件の件数ということでしょうか、複数でしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） これは１件分であります。この交換につきましては、ほかの修繕料から先に回させていただいて、早急に対応させていただきました。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（７番 甲斐 徳仁君） それでは、治山事業費の農林水産業費の中にあります、ページ数は５３ページになりますか。工事請負費の耐震性の設置です。この対象地域をお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） こちらにつきましては、９月の補正で計上させていただきました徳富地区の耐震性貯水槽の工事に当たる部分になります。

今回の補正内容としましては、既設のオープンの防火水槽を地下埋設型に変えるということで、予算を上げたときにもちょっと御説明させていただきましたが、漏水をして機能を果たしていないということでの今回の改修、やり替えになっております。

まず、電柱移設補償費につきましては、布設するところの真上に電線がありまして、クレーンによるその製品の吊り上げに支障があるということで予算を上げさせていただいたんですけれども、実際、建設課としては電線を１日だけのクレーン作業のためですので、もう線を下に下ろしていただいて作業したらまた上げてもらえるということで４０万円程度という予算を見ていたんですが、九電さんと立会いをしたときに、九電さん側からの申出でいくと仮支柱を立てた上で仮移設をしてその対応をしなければできないということで、それをする１００万円以上の工事費がかかってくるというような協議になりましたので、１日だけで１００万円を超えるような補償費というのなかなかちょっと考えられないなということで、町道側のほうに防火水槽の位置を若干振りまして、クレーンのアームが直接その電線に干渉しないような方向でやるということができないかということで、今回、一度ちょっと見直しをさせていただいたところです。

補償費のほうは４０万円減額させていただきまして、それに伴います舗装の復旧とか、そういったもろもろで工事費のほうを追加で計上させていただいたという経緯がございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（７番 甲斐 徳仁君） ５１ページの林業総務費の中にあります、この林業従事者の安全

装備の支援金事業に関する補助金です。１８万３，０００円ということですが、この内容をお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） お答えをいたします。

当事業につきましては林業事業体、それから個人事業主などが購入しますヘルメットとか防護ズボン等、こういったものに対して２分の１以内を補助し、林業従事者の安全に資するための事業ということでございまして、昨年の９月補正により新規事業として取り組んでいるところでございます。

今回、当初２０名の対象者を想定しておりましたけれども、８事業体４７名からの申請がございまして、不足分の１８万３，０００円を増額補正として予算計上させていただくものでございます。

なお、当事業につきましても全額、森林環境譲与税を充当しております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（７番 甲斐 徳仁君） 新規事業でありましたので、昨年、内容は分かっていたんですけども、この１８万３，０００円という数字が今御説明ありましたが、当初からしたら倍以上の申込があったということなわけですね、結局、結論から言うならば。ちなみに、幾らになるわけですか、全部そろえた場合、全て、ヘルメットからズボンから一式。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） 購入するものにつきましては、要綱等でＪＩＳ規格に沿うものとかもろもろ規格を規定しておりますので、それに準ずると言いますか、それをクリアできるものということで単価がそれぞれございますので、その事業所、事業所さんで変わってまいります。それこそ本来ですと手が出ないところということにも、今回の補助が２分の１あるということにより高いグレードのものを購入したりとか、そういった動きもあるということで、大変人気のあると言いますか需要の大きい事業であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。一水輝明君。

○議員（５番 一水 輝明君） ４９ページの中山間地域等の直接支払交付金が８００万ほど減になっておりますが、この内容について御説明をお願いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） お答えをいたします。

当事業につきましては予算審査特別委員会、それから委員会の総括質疑におきまして一部お話

をさせていただきましたけれども、第5期対策から第6期対策に移行するに当たりまして、56ヘクタールの協定農地が減少しております。この面積の確定によるものとしまして、今回804万5,000円を減額補正として予算計上させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） その交付金が振込みで、今、振込みになっておりまして、うちの集落は、内容的なことは分らなかったんですが、それぞれ検査があった結果で草が切っていないとか、いわゆるあぜ、畦畔が弱っているというところで個人配付が大分削られていたという話を聞きましたので、そのあたりも含めて56ヘクタールの減というのはそういう意味だったんでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） 804万5,000円が今回、第5期対策に対しまして減少しているということです、この56ヘクタール、この積上げがこの差額分に、この800万円になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） 総括のときにも町長が少し触れましたけれども、全体で56ヘクタール減っているということで、その中には単純に申請が減っている面積、それから現地確認により減った面積、それから傾斜を満たすことができなくなって減った面積、プラス新規で追加する面積というものがございます。その積上げがプラスマイナスでマイナス56ヘクタールということでございまして、その単価を掛けたものが今回単純に減少しているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） でも、あの常会のときにも出ておりましたけれども、例えば個人で10万もらう人が7万、8万になっておったということをそのときに何でじゃろうかという意見も出ておりましたが、そういった減額になった分につきましては、こうこう理由で減額になりましたというのは、それぞれ個人には通知しないのか。また、あるいは協定内にそういった通知というのは、減額になった理由です、その検査のときの、それは通知はないものでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） 各協定の個々の生産農家の協定員に対する通知というものは、現在出しておりませんが、年に2回、役員の方に来ていただいてヒアリングをしております。

すので、その時点でその明細書等を確認して、面積がこれだけ減少しているのでこれだけなりま
すということと、交付金を交付する際に各個人ごとの数字が面積と金額と全て出ます。それによ
ってそれぞれ御判断をとつか、田んぼはこれだけ減ったな、畑がこれだけ減っているなという
のを御確認いただければというふうに思いますし、どうしても御不明な点がございましたら、当
課のほうに全て明細がございますので、お問合せをいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（５番 一水 輝明君） 多分その減った分に対してどうのこうのじゃなかったんですが、
じゃあ来年、８年度にその分をちゃんと修復して、草が切っていなかったら草を切るなり、例え
ば、あぜのあぜぬりをするとかすれば、また返還になる、対象になるということで、そういった
ところがちょっと個人個人で分からないという点がありましたので、今日、議会でどうのこうの
じゃありませんが、今後そういったあたりの協定内の説明等も含めて、また来年度にその土地が
復活、復帰するようになればまたいいのかなというふうに思いましたので、質問させていただい
たところであります。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） これまでの経験上でいくと、どうしても期替わりのときという
のは、そこから５年間の縛りというか、管理しなければならないという、そういう思いがござい
ますので、５年先はちょっと分らんなどというので外してこられる方が多い傾向にございます、
これまでもです。ただ、先ほど一水議員がおっしゃられましたように、これ外すのは非常に厳し
い難しいんですけれども、編入する分はかなり容易にできるようになっております。ですので、
これまでもそうだったんですけれども２年目、３年目で現地確認等して、しっかり管理されてい
るもの、農地等については当課としましても積極的に編入をして、交付金としても少しでも回復
を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（７番 甲斐 徳仁君） それでは、４３ページの環境衛生費についてお尋ねいたしますけ
れども、合併浄化槽の関係補助金が非常に減額がかなり大きいようでありますけれども、この御
説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） 御質問にお答えをいたします。

当初予算上では、１２基分を計上させていただいております。合併浄化槽につきましては、計
画に基づいた見込み予算ということで毎年計上させていただいております。令和７年度につきま

しては、実績としても3基ということでございますので、当初765万ほど計上しておりましたが、実績が141万程度ということで今回の減額ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連は、甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 当初の計画と実績にかなりの差が出たということでありますけれども、これは何かそういう不都合なり、計画が例えば先延ばしになったりという、その背景は何か確認が取れているのでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。

合併処理浄化槽につきましては、計画に基づきまして令和3年度から7年度までの5年間で一応60基を設置するということで計画で進めてきておりました。

実際には、この5年間で32基の要望がございまして、実際に設置をいたしました。

令和8年度からまた5年間の計画をつくっておりますから、年間7基ということで減少しておりますので、ちょっとこれまでの浄化槽の設置の要望等を鑑みながら計画をちょっと変更して、令和8年度からはその計画に基づいて実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。高舘英嗣君。

○議員（2番 高舘 英嗣君） 予算書の45ページの上の清掃費の負担金、西臼杵広域行政事務組合負担金のこちらの441万9,000の減のこちらの理由をお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。

この減額につきましては、西臼杵広域行政事務組合が組合予算として計上しておりました西臼杵斎場業務の委託料分とごみ収集等業務の委託料分が確定したことによります減額というところであります。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、47ページの農業総務費委託料、ワーキングホリデー事業委託料76万2,000円の減について、農林振興課長にお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） お答えをいたします。

当事業につきましては、農業に興味を持つ都市部の若者等を対象に一定期間本町に滞在をしていただきまして、働きながら収入を得ながら農業体験をしていただくということで、将来の就農

につながるきっかけづくりとか、それから町の交流人口を増やしていくとか、一番は農繁期における慢性的な労働力不足の解消等を目的とした事業でございます。

今年度につきましてもアグリファームを受皿といたしまして、3名の方に来町していただきました。都道府県を申し上げますと福井県、静岡県、千葉県ということで、毎年行って実施しておりますけれども、かなり遠方から来町される方が多いような状況でございます。

この予算に対しまして、全体的にマッチングですので、先方の期間とこちらの期間と、そういったところのマッチングの問題もございまして、滞在期間が全体的に短かったということもございまして、経費が下がった分といたしまして今回76万2,000円を減額補正として予算計上させていただくものです。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 近年、このワーキングホリデー事業、募集のかけ方が変わって応募が非常に多くなっているということを聞いております。なので、1年間、繁忙期、米だけではなく使い切るように、何か新しい取組はないでしょうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長、工藤庄吾君。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） 現在、期間というのはもう定めてはないんですけれども、どうしてももともとは栗の収穫の労力が不足するというようなことがございまして、栗の収穫時期であります盆明けから10月の米刈りシーズン、そういったところにかけて募集をかけてきたところでございます。

ただ、昨年度から募集のほうをペーパーベースからウェブベースに変更したんですけれども、かなりの件数が、海外からも申込みがあると、昨年も今年も取り切れなくなっているとか、ストップしているような状況もございます。ですので、ワーホリのニーズというものはまだまだあるし、農業に対する若者の興味というのも十分まだまだ期待できるなというふうに考えております。通年でのワーホリの活用等も前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。

お諮りします。1時間過ぎましたが、暫時休憩を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） じゃあ、14時50分から再開をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後2時38分休憩

.....

午後 2 時 49 分再開

○議長（甲斐 睦彦君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第 9、議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 21 号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第 10、議案第 21 号令和 7 年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。高舘英嗣君。

○議員（2 番 高舘 英嗣君） 13 ページの諸支出金、これは県支出金にもなっているんですけど、西臼杵広域行政事務組合負担金の金額も 3 万 1,000 円なので、こちらについてこの 3 万 1,000 円という補正額の根拠をお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 税務課長、福川勝志君。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この分につきましては、国保関係の交付金を国保の特別会計のほうで受入れをしまして、病院のほうの事業に負担金として充てている分でございます。

この 3 万 1,000 円につきましては、病院の医師の休診の休日等の代診の賃金の分が不足が出るということで病院のほうからありまして、その分の増額補正となっております。なお、その休診につきましては水曜日と木曜日が県立延岡病院の先生、土日・休日が宮大の先生のほうがこちらに来られて診察に当たっていると、その分の日数等が増えた分の増額ということになっております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第10、議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第22号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第11、議案第22号令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、歳出の12、13ページの中の施設介護サービス給付費の300万の増ということですが、この増の根拠と内容をお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 保健センター所長、甲斐康弘君。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） お答えいたします。

こちら施設介護サービス給付費負担金は、主に要介護認定者が施設に入っているときに特別養護老人ホーム等、そういった施設に入居されている方の給付に充てる費用でございます。

保険給付費の中でも一番多い費目ではございますが、当初見込んでいたよりも若干数字が伸びておりますため、総費用の1%程度、費用を増額とさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、17ページの一番下になるんですけども委託料、認知症カフェ移送サービス委託料の増について説明をお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 保健センター所長、甲斐康弘君。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） お答えします。

認知症カフェ移送サービス委託料でございますけれども、こちら毎週、中央地区の「まさのや」で実施しております認知症カフェの参加者送迎に係る費用でございます。今年度から年に50回ほど開催しておりますけれども、その送迎を社会福祉協議会のほうに委託しております。

参加者が他方面にわたりますので、そういった送迎に係る費用が若干不足することから今回計上させていただくものでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 先ほどの13ページの300万円の下にあります住宅改修関連で20万円ということで上がっていますが、これは対象は1件、何件かありますか。金額ベースでして、そう多くはないというふうに思うんですけども。

○議長（甲斐 睦彦君） 保健センター所長。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） 本住宅改修費用につきましては、上限20万円で住宅改修の9割を助成する事業でございます。

具体的な件数については、すみません、ちょっと手持ちの資料にございません、準備していなかったのですが、当初の予定を若干上回ると予想されていたことから今回計上させていただくものでございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第11、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第23号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第12、議案第23号令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、これから質疑を行います。小谷幸治君。

○議員（8番 小谷 幸治君） それでは、2ページのまず収入の267万6,000増、これは一般会計からの繰入金と思いますが、その支出で光熱水費が200万、計上されております。その説明についてと、それに伴ってまた時間外手当が60万増となっております。その説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、電気料に関しましては、当初7年度予算を組む時点が令和6年の11月頃になりますけれども、前年度の実績を基に当初予算を組ませていただいております。今年度に入りまして、電気料金に関して言いますと基本料とかそういったところは変わりはないんですが、燃料費等調整単価、また再エネ促進賦課金単価、そういったものが変わってきております。そうしたところ、昨年の6年度と比べまして、やはり4月、5月、6月、7月、前年度比の単価から比較をしますと1.3倍から約1.5倍程度まで単価が上がっているような状況でございます。

また、もう一つ理由としましては、今年度かなり源水が少ない状況であります、雨が少なかったというのもありまして。現在、少ない源水を全世帯にうまく回していくために、今、手動での流量調整というのをやらせていただいております。上戸川の水源の水を基本的に小菅まで上げまして、小菅から平清水に補給をする、平清水でまた浄水された水は、今、冬場は椎谷、高巣野まで供給しているような状況であります。そのポンプ操作を上手にやっていると、どこどこの配水池が低水位になる、でもこちら側のほうの水は余っているということで、そういったポンプ操作なりを手動で行っているということがございまして、各施設においてポンプの稼働率が昨年よりもかなり増えているというのが現状であります。そういったところの操作をして、現段階、節水等は町民の方をお願いをしておりますが、大きな断水とかがなくて、供給ができていう状況でございます。

時間外につきましても、その操作等に夜間・休日、またそういった形で出て職員が対応しておりますので、それらに基づく増ということになっております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第12、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 24 号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第 13、議案第 24 号令和 7 年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）を議案とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第 13、議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 報告第 2 号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第 14、報告第 2 号専決処分事項の報告について（専決第 1 号）（工事請負変更契約の締結について）、報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第 2 号専決処分事項（工事請負変更契約の締結について）御報告いたします。

令和 6 年度 5 年災林道施設災害復旧事業松の内線（1 号箇所）林道災害復旧工事は、令和 6 年 6 月 13 日に議会の議決をいただき契約した工事ではありますが、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の委任による専決処分に基づき、町長において工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

主な変更事項は、盛土に使用する購入土量が減となったものであります。それに伴い、工事請負金額が 53 万 9,526 円の減となり、5,831 万 474 円となったものであります。

以上、御報告いたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7 番 甲斐 徳仁君） 工事には直接関係はしませんが、この林道松の内線、今は一般車

両を含めた、地元の車両を含めた全線は通れる状況になっているんですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） さきの全員協議会場で御質問いただいて、その際、まだこの現場は通るようになりましたが、その集落間についてはまだ整備が必要ということで御説明をさせていただいたところです。その後、担当のほうとも確認をしたところ、一応整備は大方進んだというふうに報告を受けております。ただ、今、木材搬出業者さんが入られていて通れない部分があるというふうに伺っているところです。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 今、概要をお伺いいたしましたけれども、その木材搬出業者さんが搬出作業が終わって現場が終わったら、速やかにそこは通れるということで理解していいわけですね。そうなった場合は、防災無線等々でそういう告知をするというようなことになるということを理解してよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 現時点、まだ完成検査等も行っておりませんので、完成検査を行い、現地の通行が安全であるということを確認できた段階で開放をしたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第2号は終わりました。

日程第15、報告第3号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第15、報告第3号専決処分事項の報告について（専決第2号）（工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第3号専決処分事項（工事請負変更契約の締結について）御報告いたします。

令和7年度（仮称）日之影町八戸住宅団地新築工事（1工区）は、令和7年6月13日に議会の議決をいただき契約した工事ではありますが、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分に基つき、町長において工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

主な変更事項は、建築主体工事の木工工事、電気設備工事及び外構工事におけるアスファルト舗装工事の数量が増となったことと併せて、盛土材が不足したため岩砕を購入したものであります。それに伴い、工事請負金額が1,305万1,068円の増となり、3億2,105万1,068円となったものであります。

以上、御報告いたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは質疑をさせていただきます。外構工事の点については理解できるのですが、この木工工事、電気設備工事の数量を精査した結果、数量が増となったというところがいま一つ、全協を過ぎても理解できない点がありました。これ、なぜかと言うと、今まで、私はそのときは議場にいませんでしたが、日之影町で住宅が建設された際、いつもこのようなことが起きていたのかどうなのか、その点を含めて伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） ただいまの御質問の内容でございますけれども、以前の町営住宅の建設工事において同様のことが起きたことがあるのかという御質問ではございますが、この八戸住宅の前の建設といいますと、崎の原の担い手住宅、またその前になりますと柊木の住宅といったところかと思えます。

その住宅においてどのような変更があったのかと言われますと、ちょっとそれについてはお答えが厳しいところではございますが、先ほどの全員協議会等でもお話をさせていただきましたように、数量のひろい方等によってはやはり細かい部分まで最初から積み上げていない部分等が出てきますので、そういったところで精査後、木工等の数量が増になるということは建築工事においてはいいことはないものだというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、私も関連させていただきたいというふうに思いますけれども、この大きく4つほどの工事が追加ということでもありますけれども、外壁あるいはアスファルト等の面積が増えるということは住環境を整備する上でこれは必要ということであれば、それでよろしいのですけれども、電気設備が額面で全協での報告ではどこか300万円ぐらいだった記憶があるんです。これが拾いだし作業で30万円とか言うなら話が分かりますけれども、ちょっと金額ベースに多い気がするのです。そこら辺りはどのような精査をされましたか、所管課として。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） その件につきましては、さきの全員協議会等でも説明をさせていただきましたけれども、一部違算もあったということでお断りをさせていただいた部分がございます。

建築に関して言いますと、土木工事とかにおきましては積算システムという形である程度、県が使っているようなシステムを使って積算等を行っていく部分がございますが、建築工事に関して言いますと、今まで表計算ソフトを活用した形で自分たちでコンサルさんが作ってきたソフトを基に、表計算のシートを基に確認をしていくというところがございます。そうしてしましますとやはり計算式の中で違算があったりということがございます。おっしゃるとおり、全てのものに対して検算のチェックが足りていなかったというのは正直なところ、大変、建設課としても申し訳ないというふうに思っております。こういったことが今後出てこないように、今回の変更設計書を作る段階で、その土木の積算システムというのを建築のほうでも使用するよう指示をしまして、それで、まず本工事の内訳部分まではしっかり違算とかがないようなシステムできちんと積上げをして、そして諸経費計算等をその表計算を活用していくという形で指示をして、今回また変更の設計書においてまた違算等が出ないようなこともさせていただいております。

今後におきましても、またそういったところは十分建設課のほうで精査をしてまいります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 建物の金額がかなり大きいものですから、パーセンテージ的には低いんですね、この1,300万というのは全体金額からすら非常に少ないんですけれども、しかし、それでも1,300万という差が生じると、これが追加になったということでもありますけれども、我々から考えれば、そこにこういう建物を造るということでコンサルが入るじゃないですか、設計コンサルが入って契約をされるということになるわけですから、この設計コンサルさんにはもう全くこのことについては問題なしという捉え方をしているんですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 設計コンサルさんに関して過誤がなかったかと言われれば、設計コンサルさんの中でもやはり精査をして、うちのほうに報告書を出した上でうちが引取りをしているということになりますので、全然過誤はないということではないと思いますが、それに対してうちも引受けをしておりますので、それに関しては今のところ何も考えているところはありません。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第3号は終わりました。

日程第16、報告第4号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第16、報告第4号専決処分事項の報告について（専決第3号）（工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第4号専決処分事項（工事請負変更契約の締結について）御報告いたします。

令和7年度（仮称）日之影町八戸住宅団地新築工事（2工区）は、令和7年6月13日に議会の議決をいただき契約した工事ではありますが、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分にに基づき、町長において工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

主な変更事項は、建築主体工事の木工工事の数量が増となったものであります。それに伴い、工事請負金額が391万7,256円の増となり、2億3,051万7,256円となったものであります。

以上、御報告いたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で報告は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。高舘 英嗣君。

○議員（2番 高舘 英嗣君） なかなか理解に苦しむところがありまして、民間発注工事だとなかなか補正を汲んでくださいとかということがないんです。変な話、当初契約をした金額でやらないといけないという、それ以上のことはってなかったりするんで、ここで補正を来て、そのために見積りを出すときにも細かい部分までそれぞれ打合せをして、この中で相見積を取ったりするというのが民間工事の流れだと思うんですが、何かそこで第3号、第4号とも補正が上がってくるのを見ると、見積りを取る、出してもらう仕組みもちょっと変えていかないといけないのかなという気がしてなりません、それは公共工事あるあるで、こういう形で補正ありきでやるのかどうかをお伺いしたいと思います、どうでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 民間工事で行きますと言われるように、家1棟を建てる時に民間さんが自ら数量を拾い、自ら図面を見た上で数量を拾って自分の手間、そういったいろんな資材

費等をその民間さんが全て全部1から積み上げて、そして1棟幾らで受けられるというのがその数字だと思います。その際に、民間さんが見落としていた材料とかがあった場合に、個人の施主さんからしたら、それ、最初のうちに気づかなかった民間さんが見積りが甘かったんじゃないですかというのが民間の流れだと思います。しかし、公共工事というのは、まず入札をする段階で、まずこれだけの数量があって、こういうものがあるという縦覧設計書、金額が抜かれた設計書を基に見積りを出していただくわけですから、それを基に入札をされると、その段階で数量が変わった部分、変更があった部分というのはそれに対してきちんと精算をしていかないと、それはいわゆる今はもう廃止されていますけど歩切りと一緒にのようなものです。言えば、もう変更しませんと、発注者が言ってしまうと公共工事でいうと、もう受注者さんに負担を押しつける歩切りと一緒にになってしまいますので、公共工事においてはきちんと必要な数量は必要な数量として変更の対象にする。業者さんの負担で変わった部分については、それは業者さんの負担ですというところをきちんと整理して行っていく必要があるというふうに思っています。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館 英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 個人の家とかの民間発注だったら分かるんですけど、例えば商業施設の発注であつたりしたときには、ある程度、設計図の中にコンセントの位置であつたり、このくらい使用しますとか、壁材はこれをとかっていうところまでできた上での発注になるんです。その中から見積りを取って、ここで工事をしてくださいという流れなので、そこまで上乗せになったり減額になったりということもないので、そういう仕組みを考えていかないといけないのかなというところなんです。民間さんにも負担が出ないように、ある程度設計段階でコンセントの位置であつたり、電気工事はこのくらいかかってきますとかっていうところまでやっていかないと、多分、これ毎回ひょっとするとこうやって補正が組んでやってとかっていうのが出てくるのかなという心配なんです。だから、そこが民間と公共工事の感覚のずれが出てくるのかなと思っていますが、どうですか。もう歩切りとか、そういう形での僕は質問じゃないです。発注を出すときに、入札をかけるときの仕組みを変えていかないといけないのではないかなというところがあります。いかがですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） おっしゃられるとおり、入札の仕方また見積りの取り方というのは、また今後検討していく部分があるというふうに感じております。

先ほどその歩切りという話をしたのは、最初に示したコンセントの数量が幾つ、根太が何立米、木材が何立米というのを示した上でその見積りをいただいているので、入札をされる業者さんはそれをベースにまず金額を入れていかれるというところで、そこで上がっていなかった部分をじ

やあ変更で見ませんという話になってくると、それはその歩切りと一緒にになってしまうということでの話をさせていただきました。

今、議員がおっしゃられるように、今後の入札の仕方としては、日之影町ではなかなかまだ経験がございませんけれども測量設計、それからその建築まで一括したプロポーザルでやるとか、総合的な発注をする、いけば設計の段階から建築業者さんが入った状態でやっていく、そしてその費用を基にしていくというようなやり方等もよそでもあるかと思いますので、大きな建築工事等に関してはそういったことも検討していく必要が出てくるのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 所管課としては、今言われたように公共事業の在り方、あり様、そしてこの補正の在り方、これ、3、4で1,700万ぐらいですもんね、計算すると金額が。それはそういう不測の事態が発生して足らないという部分について上げる、それは公共の在り方としては当然だろうと思うと同時に、この八戸住宅団地は全てにおいて設計コンサルさんが1業者ですよね、受けられた会社は。

3号については電気設備の不備、4号についてはそれは全くゼロ、ないわけですよね、同じ敷地にありながら。我々は素人肌で、素人感覚でそれを見ていくと、こちらはそれを条件を満たしているのにこっちがないというのが、それも同じ業者さんが設計コンサルされたということになってくると、どうしたのかなというのが素直な感想なんです。これが、この4号にも出ていけば別です、また電気設備が3号同様、こうでしたというのがあれば、それなりになるほどとなりますけれども、そこはちょっと不思議だなという感じはせんことはないんです。そこら辺りはどういうふうに所見は持っていますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 3号のときでも議員からも御指摘がありまして、私も認めたところでありますけれども、一部違算が入っていたというのが、結局、電気設備工事に当たる部分になりますので、言われるように違算がなければ電気設備工事の大幅な増額というのはちょっとなかったのかなと、報告3号に関して言えばです。ですから、これ両方上がっていれば、その違算どうのこうのという話ではなかったんじゃないかなというふうに思っています。

先ほども申しましたように、そういった違算等がないようにコンサルさんを含め、発注でありますうちの建設課のほうでもしっかりと精査を今後やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7 番 甲斐 徳仁君） 再確認しますが、コンサルには全く瑕疵がないということ
でいいですね。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 数量の違算等については、その違算をしたということの部分については瑕疵があるかもしれませんが、これによってできたものが言えば建築基準を満たさないようなものになってしまった、逆に言えば構造計算上での違算があって、その建物自体が例で挙げれば耐震性がないとか、そういう形になってくれば、それはやはりコンサルさんのほうにも瑕疵が出てくると思いますけれども、今回はその不足分をきちんと変更請負で処理をして、建物も最終的にできたということであれば、その違算ということは問題がありますけれども、瑕疵というものにはならないというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7 番 甲斐 徳仁君） ならないということですが、それは専門的な知見をお持ちの方から助言か何かあったわけですか、それかもう課長の判断ということですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 特段専門的な知見の方と相談をしてそういう判断をさせていただいたわけではなくて、公共工事において、足りないものを当たり前に見るという部分については基本でありますので、そのようにお答えをさせていただきました。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7 番 甲斐 徳仁君） 足りないものを見るのはそれは当然ですが、住環境の整備で新築住宅を提供する場合、水道と電気は一体ですよ、それは。足りないものを見るって、その中の一部の何かが足りない、それが設計に漏れてたっていうふうであればいいです。でも、水道とか水とかは一緒です、毎日のことじゃないですか、それ。何か今の答弁は課長らしからん答弁じゃなというふうに思いましたが、どうですか。何か所見はありますか。副町長で。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長、甲斐敏弘君。

○副町長（甲斐 敏弘君） 課長の答弁とはちょっと違うかもしれませんが、違算の話で、多分、違算について設計事務所に瑕疵はないのか、多分そういう話だったと思います。

建設課長の思いとすれば、一応、違算があった、ちょっと自分は分かりませんが、その設計書自体が納品された数量が違算があったのをうちがもう一回チェックして、本来設計書を作り直さないかん。いわゆる納品を受けた以上、うちもチェック義務があるという、検査義務があると

ということがあります。また、それが本当に設計事務所として瑕疵があるのかどうかについては、県のほうにちょっと確認をさせてください。多分、ここで私見を言っても間違いだったら大変が起きますので、そこは県のほうに確認をさせていただいて、また後ほど回答させていただきたいというふうに思います。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第４号は終わりました。

日程第１７．同意第１１号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第１７、同意第１１号固定資産評価審査委員会委員の補欠の委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第１１号固定資産評価審査委員会委員の補欠の委員の選任についての提案理由を説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員でありました押方良章氏から辞任願が提出され、それに伴い、補欠の委員を選任することとなりました。

つきましては、新たに坂本泰雄氏を補欠の委員として選任したいので、地方税法第４２３条第４項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は前任者の残任期間の令和１０年９月２６日までです。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して会議規則第８１条の規定により、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行います。日程第17、同意第11号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、同意第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第25号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第18、議案第25号日之影町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第25号日之影町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

日之影町特別職報酬等審議会は、町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するための審議会であり、審議の効率化を図るために条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、審議会委員がさらに情報を集めやすく、多くの情報から公平公正に審議を進められるように意見の聴取の条項の追加を行うものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、質疑をさせていただきます。

第6条ですが、これはどのようなケースが想定されるのでしょうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この第6条追加した部分につきましては、報酬等審議委員会の会長の方から各分野において意見を聴取したいという申出があった場合、必要となった場合に意見をいただくという形が想定されると考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、質疑をさせていただきたいと思いますが、この

頭出しの、今、提案理由がありましたけれども、この日之影町特別職報酬等の審議会条例の一部を改正する条例の提案理由です、頭はいいんですが、3段目からの日之影町特別職報酬審議会は議員報酬等の額についてということで、ここはもう議会議員の報酬だけに特化したというふうに受け取っていいですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（平川 浩二君） この特別職等審議会の条例の第2条かな、ちょっと待ってください。失礼しました。第2条に議会の議員の報酬等の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関するという言葉がございますので、それについての意見を聴取することができるというふうに御理解いただければと思います。

以上です。（発言する者あり）

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（平川 浩二君） 申し訳ございません、ちょっと勘違いをしておりましたが、議会議員の意見のみならず、多くの方々からの意見が……

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長、甲斐敏弘君。

○副町長（甲斐 敏弘君） 審議会の対象は議員だけではなく、私たち町長、特別職の審議をしていただく諮問機関でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） さきの議会でも私は提案したですよ。提案理由は誰がつくったんですか、これはっち。その頭はいいんです、これで。報酬等審議会条例の一部を改正するんですから、そのとおりです。ただ、3段目から来る文言だけを見ると、議会の議員に「など」がついているだけです、これは。その「など」は、今、副町長が答弁されたように行政3役、特別職の、非常勤の者の特別職もおるわけです。残るような文書をつくる場合は、やっぱり慎重に作成をしてもらわんと、だから私は質問でこれは議会だけに特化した報酬ですか、審議会ですか、そういうふうな誤解と疑念が出るわけです。ただ一文字の「等」だけが入っただけで、じゃあ、この「等」の意味するのを議会と執行部は分かります、行政幹部も。ほかの人たちが、町民の方たちが分かるのかという話です。これはどなたがおつくりになったんですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 総務課のほうで作成して、私もチェックしました。議員がおっしゃるのとおり、説明が足りない部分は、もうそれは申し訳ないんですが、「等」がついてたもんですから、行政の悪いところで一般の人には分かりにくい文章になっていると思います。反省しております。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第18、議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第19、常任委員会の所管事務調査報告を行います。

初めに、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件については、委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員会委員長、小川輝久君。

〔小川輝久総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（小川 輝久君） それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

調査事項としましては教育行政、目的は学校給食の安全・安定供給についてということで調査をさせていただきました。

まず、委員会室におきまして、教育委員会、農林振興課より本事業の枠組みについて説明を受けたところであります。

令和8年度から町産米を学校給食へ安定・安全に供給するため、まず町内3業者に意見聴取を行い、アグリファームが納入業者に選定されたということであります。

現状といたしましては、白米で小学校が年約2,200キロ、中学校が年2,000キロ必要であり、鮮度を保つため2週間に1度、調理現場の負担を考慮した10キログラムをビニール袋に梱包し納品されるということであります。価格といたしましては、給食会と同水準でキロ約800円であり、年度当初に前年度相場を参考に設定されるということであります。

地産地消の野菜は、現在のところ13品目37回納入されておりましたが、量的には少ないところも見受けられました。農林振興課が管理栄養士と連携し、生産者から直接納品で安全供給を図っておられるということであります。

次に、米の生産・加工現場、これ、（株）ひのかげアグリファームを視察を行いました。

100%町産米使用で高品質な管理体制を確認いたしました。精米工程には、色彩選別機——色選と呼ぶそうですが、を導入され、ふるさと納税の返礼品と同一の厳しい規格・品質の町産米が給食用として納入されております。

次に、ジビエ処理施設の視察を行い、田中弘道氏の説明を受け、ジビエの活用、さらなる拡大に向けた現状と課題を調査をいたしました。年間約100から160頭を処理されていることであります。約7割が外部持込みであり、販売及び学校給食への提供としましては、猟銃の使用された個体は弾の混入が懸念されるため、本人の捕獲した個体のみ提供で安全が担保されている。施設は平成30年度に急速凍結機が導入され、安全なジビエの提供に活用されております。

総括としましては、ここでも後継者不足の懸念があるため、農林振興課から狩猟専門の地域おこし協力隊の受入れを来年の予算に計上しているということであり、最後に冷凍庫を確認をいたしましたが、多くの在庫があることから、学校給食へのさらなる活用推進と販路開拓の必要性を感じたところであります。学校給食の安全・安定供給については、現場の高い管理技術と行政の支援がかみ合った体制であることが確認できたところであります。

以上であります。

〔小川輝久総務文教常任委員長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件については、報告書を配付していますので、これをもって報告といたします。

日程第20. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第20、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元の配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。各委員長から申出のとおり、継続調査をすることに決定いたしました。

日程第21. 議員派遣について

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第21、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付したとおり、議員を派

遣することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

令和8年3月3日から17日間の会期をもって開会しました令和8年第1回日之影町議会定例会は、本日無事に最終日を迎えることができました。皆様方の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

令和8年第1回日之影町議会定例会は、これにて閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時48分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員